（参考）

ー　特例措置の運用手順（工事）　ー

様式１の通知日の翌日から起算

14日以内

１．特例措置対象工事の通知（契約担当者 ⇒ 受注者）

○ 特例措置による契約変更が可能な対象工事について、漏れなく抽出した上で、［様式１］により対象となる受注者に確実に通知する。

※〔様式１－１〕契約者用の様式　〔様式１－２〕落札者用の様式

7日以内

２．請負代金額の変更協議の請求（受注者 ⇒ 契約担当者）

○ 請負代金額の変更を希望する場合、特例措置対象工事の通知日の翌日から起算して 14 日以内に、［様式２］により契約担当者に請求する。

※請求後、取り下げを希望する場合は、協議開始日までに〔様式７〕により契約担当者に申し出る。

３．協議開始日の通知（契約担当者 ⇒ 受注者）

○ 請求から７日以内に通知

○ 協議開始日

・ 特例措置に基づく変更額の算出に要する日時を考慮し、協議開始日を設定する（現契約の工期末に間に合うよう、協議開始日を設定する必要があるので留意すること。）

○ 必要な提出様式・作業等

・ 契約担当者は受注者に対し、協議開始日を［様式３］により通知

14日以内

４．協議開始日（［様式３］で通知した日時）

○ 請求があった日（［様式２］で請求）から協議開始日（［様式３］で通知）までの間に、発注者は特例措置に基づく変更額を算出する必要がある。

５．特例措置の変更額協議開始の通知（契約担当者 ⇒ 受注者）

○ 契約担当者は受注者に対し、特例措置に基づく変更額の協議開始を［様式４］により通知

※ 通知の日付は、原則として協議開始日（上記４.）と同日付けとする。

６．特例措置変更額の確定（受注者の承諾：協議開始から 14 日以内）

○ 必要な提出様式・作業等

① 受注者が特例措置に基づく変更額を承諾する場合
⇒ 受注者は、契約担当者に対し［様式５］を送付する。

② 受注者が特例措置に基づく変更額を承諾しない場合
⇒ 協議開始日から 14 日以内に承諾が得られない（協議が整わない）場合、契約担当者は受注者に対し［様式６］による決定通知を送付

７．変更契約締結（契約担当者 ⇔ 受注者）

○ 上記で算出した特例措置に係る変更契約については、精算変更時点で行うことができるものとする。

○ 最終変更前に特例措置に関する変更契約を実施している場合は、最終変更時に額の精算を行うこと。

８．工期末